

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 8 月 2 6 日

支出負担行為担当官
大阪航空局長 梅澤 大輔

1. 履行内容

(1) 契約件名

令和 9 年度高知空港運用支援業務請負
(電子入札対象案件)

(2) 履行内容等

別紙による

(3) 電子調達システムの利用

本案件は、申請書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

(4) 履行期間 契約締結日の翌平日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

ただし、契約から令和 9 年 3 月 3 1 日までは準備期間とし、業務実施期間については令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までとする。

(5) 履行場所 高知県南国市物部（高知空港およびその周辺）

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 % に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 7 0 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 0 7 ・ 0 8 ・ 0 9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち、開札時までに「役務の提供等」の A、B 又は C 等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

（会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始後、競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者であること。）

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 8 年 3 月 3 1 日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

(4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 6 0 年法律第 8 8 号）の規定（第 3 章第 4 節を除く。）又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは

処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）

- (5) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
ただし、2.（3）の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者を除く。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。ただし、中小企業等協同組合法又は特別の法律によって設立された組合又は連合会にあっては、当該組合又は連合会の構成員のうち、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている構成員がいる場合、当該構成員を、本契約の履行期間中、本業務に従事させないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官大阪航空局長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。（詳細については別紙による。）
- (10) 入札説明書の交付を受けた者、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書・仕様書の問い合わせ先
〒540—8559 大阪府中央区大手前3—1—41 大手前合同庁舎11階
大阪航空局総務部契約課契約係
電話番号 06—6937—2708
- (2) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先
<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>
調達ポータル・電子調達システム ヘルプデスク
電話番号 0570—000—683（ナビダイヤル）
03—4332—7803（IP電話等をご利用の場合）
- (3) 入札説明書及び仕様書の交付期間並びに方法
 - ① 交付期間
令和8年8月26日（水）9時から令和8年9月9日（水）17時まで
 - ② 交付方法
(ア) 電子調達システムにより交付する。
(イ) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者は、交付期間内の土曜日、日曜日及び祝日等を除く9時から17時までの間に3.（1）に問い合わせること。
- (4) 申請書及び資料等の提出期限
令和8年9月10日（木）14時
- (5) 電子調達システムによる入札及び郵送による入札書の受領期間

令和8年9月17日（木）9時から令和8年10月2日（金）17時まで
入札書を持参する場合の受領期間

令和8年9月17日（木）9時から令和8年10月5日（月）10時まで

（6） 開札の日時及び場所

令和8年10月5日（月）10時

大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎11階

大阪航空局 入札室

4. その他

（1） 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（2） 入札保証金及び契約保証金 免除

（3） 入札者に要求される事項

① 電子調達システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに入札書類データ（申請書等）を3.（2）に示すURLに提出しなければならない。

② 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な申請書等を所定の受領期限までに3.（1）に示す場所に提出しなければならない。

なお、いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な申請書等の内容に関する契約担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。また、入札書に本件責任者、担当者の氏名及び連絡先を明記することにより、入札書への押印を省略することができる。ただし、押印を省略した入札書であっても電子メールによる提出は認めない。

（4） 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（5） 契約書作成の要否 要

（6） 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書の要求要件をすべて満たした入札者の中から、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。なお、落札者となるべき者が2人以上となった場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

予決令第85条の基準（平成16年6月10日国官会第366号）に該当する入札を行った者は、契約担当官等の行う調査に協力しなければならない。

（7） 手続きにおける交渉の有無 無

（8） 詳細は入札説明書による。

【入札公告:別紙】

件名：令和9年度高知空港運用支援業務請負

履行内容等

【仕様】

本業務は、高知空港における航空機の安全運航を確保するため、航空管制運航情報官が実施する制限区域等の安全点検及び野生動物との衝突防止対策等の支援を行うものである。

【内容】以下の業務を実施する。

(1) 鳥類防除支援業務

空港運用支援業務のうち、鳥類の威嚇及び捕獲を行うことにより、航空機と鳥類の衝突を防止するための一切の作業の支援及びこれに付随する事務をいう。

(2) 点検等支援業務

空港運用支援業務のうち、制限区域等の安全点検(定時点検、臨時点検)、滑走路面状態評価等調査、制限区域内事故の初動対応、車両等の先導支援及び鳥類以外の野生動物の追い払い等、その他これに付随する事務をいう。

競争参加資格の「予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官大阪航空局長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、以下に掲げる事項とする。

なお、当該契約の入札に参加するためには、競争参加資格の全ての事項を満たす者であること。

- (1) 平成28年4月1日から公告日までの間に元請けとして完了した、定期便の就航する空港等の制限区域内における工事や役務の提供等の実績を有すること。
- (2) 仕様書に規定される業務時間において、業務を確実に実施できる以下の体制を確保できること。なお、異常事態発生時又はその恐れがある場合及び航空保安業務提供時間外の場合においても、監督職員の指示により業務が実施できる体制が確保されていること。
 - ① 業務要員の体制
具体的な業務要員の配置計画を有すること。配置計画には、必要な資格等の取得状況、或いは取得予定を示すこと。
 - ② 業務要員の心身の健康管理
日常における業務要員の心身の健康状態を把握し、異常が認められた場合は業務に従事させず、必要な措置を講じた上で、業務を実施できる体制を確保できること。健康状態の把握及び管理方法並びに異常が認められた場合の対応を定めた手順又は要領等を示すこと。
 - ③ 研修・訓練の体制
業務要員の専門能力を取得、維持、向上するため、適宜、適切な研修・訓練を実施できる体制を確保できること。
- (3) 業務要員は、仕様書で定める実務経験等を有する者を配置できること。
- (4) インストラクターは、仕様書で定める実務経験等を有する者を指名できること。
- (5) 受注した空港において、業務要員の中から現場の責任者として作業責任者を1名指名できること。

※「空港等」とは、空港法(昭和31年法律第80号)に定める空港及び共用空港をいう。